

# 2月臨時会

平成19年第1回臨時議会は2月16日招集され、会期を1日と決定。町長から「美幌峠牧場ふん尿流出事故の経過について」の行政報告があり、町長等の減給処分内容を巡り、約3時間に及び、質疑がありました。要旨は次頁に記載。その後、町吏員懲戒審査委員の任命に同意。町長及び助役の減給を内容とした条例及び一般会計補正予算の審議に入り、質疑を終えた後、午後4時44分から本会議を休憩して会派等調整、議会運営委員会を断続的に開催。午後9時51分本会議を再開し、討論を経て減給条例を採決の結果、原案否決となりました。休憩を挟み、町長からは否決された減給条例が再議に付されたが再度否決となり、一般会計補正予算は、給与費減額分を削除修正し可決し、会期を1日延長した17日午前1時に閉会しました。

## 町長・助役の給料減額条例案を否決 越権だと再議に付すも再否決

◆否決となった町長等の給与等に関する条例の一部改正案  
峠牧場ふん尿流出事故に伴う一連の諸問題から、19年2月3月支給の給料月額を30%を減額するもの。

### 補正予算は給与減額分を削除して可決

◆一般会計補正予算(第8号)  
2539万4千円を追加し総額101億5646万4千円に。除雪対策に係る人夫賃と自動車借上料の追加。町長、助役の給与費119万3千円の減額は修正削除。

### ◆吏員懲戒審査委員会委員の任命に同意

浅野 俊伸氏  
(総務部長)

### 再議に付した理由(要旨)

減給条例は昨年10月に発生した峠牧場ふん尿流出事故等に伴う一連の諸問題から、町長及び助役の行政上の政治的責任を自らの判断で果たすためのものであり、減給期間を職員と同じ3カ月にすべきとの意見や、処分案が軽すぎるとの反対討論がなされ否決されたことは、執行機関は自らの判断と責任において職務を執行するという原則に反するものであり、政治的責任を果たせないものであることから、否決することは議会の権限を越えたものと判断し、地方自治法第176条第4項に基づき再議を求める。

### ▲放牧牛の低体温症によるへい死事故の概要

停滞した低気圧(豪雨及び暴風による急激な低温)の状況判断のミスから、低地への放牧変更や牛舎への避難を怠り、10月8日夜から10月9日朝の間に、8カ月から11カ月齢のホルスタイン育成牛10頭(茨城県から9頭、栃木県から1頭の預託牛)が低体温症で死亡したものと見られる。

### ▲人工授精による近親交配事故の概要

預託を受けたホルスタインに、牧場授精師が基本原則である「血統登録証明書」を確認せず人工授精を行い、町内預託者の2頭が近親交配となったもの。

### 提出された資料から(要旨)

## 原案に反対 大江道男議員

～町長等の給与等に関する条例の一部改正(討論から)～

ふん尿流出事故は100%牧場側の過失であり、直ちに設置者の町長及び公社社長の助役は責任を明らかにすべきであった。今回の処分案は時機を失した遅れたものである。さらに損害賠償は被害者から1月中の解決が求められていたにもかかわらず、いまだ解決に至っていないことは、到底正常な対応が行われたとは言えない。加えて、ふん尿流出事故に前後して近親交配事故、牛の大量死亡事故が相次ぎ、一切公表しなかったことは絶対に認められない。したが

って今回の処分は遅すぎる上に軽すぎる。議会内では一致点を見出すため一定の休憩をとる中で、処分は4月までとし、退職金には影響しない措置をとるべきとの大方の一致を見て、町側も一度は了解したものの、町長は再提案を撤回し、当初案で採決を迎えているのが実態である。議会側の努力に対し、原案に固執した説明責任は全て町長にある。よって原案に反対の立場から討論する。

## 美幌峠牧場ふん尿流出事故の経過について

平成18年10月17日に発生した美幌峠牧場ふん尿流出事故は、町民・議員の皆様並びに関係する漁業協同組合、特に操業中の美幌地方農産加工農協連合連合会(ビホロ農工連)と馬鈴薯生産農家の皆様にご多大なるご迷惑とご心配をおかけし、心より深くお詫び申し上げます。

ふん尿流出防止対策終了後も継続実施していた美幌川の水質検査は、関係行政機関や漁業関係者と協議を重ね、従来の水準に戻っていたとの合意を得ていたが、ビホロ農工連の操業が終了した11月27日まで実施した。

ビホロ農工連の操業終了に伴い、12月1日に「美幌峠牧場ふん尿流出事故対策本部」を解散し、12月11日に網走支庁へ最終事故報告を提出。網走支庁からは「今後、同様の事故が発生しないよう、予防対策等の徹底を図るなど、関係者及び関係機関と連携し、再発防止と家畜排せつ物処理施設の維持管理体制の徹底を」と文書指導がなされた。

今後は、二度と事故を起こさないよう、「スラリー及び「美幌峠牧場ふん尿流出事故対応マニュアル」を策定し、関係者一丸となり再発防止に全力で取り組む

所存である。ビホロ農工連は、事故による損害に対し、平成18年11月16日開催の理事会にて「美幌川水質汚濁被害対策特別委員会」を設置し、437・325トンのでん粉被害や工場操業停止及び操業経費等の被害額を総額6137万3876円と積算。12月13日に峠美幌峠牧場振興公社及び美幌町に対し請求書が提出され、現在、町が加入している全国町村会総合賠償補償保険の取扱店である倅損害保険ジャパンと連絡を取り、早期円満解決のため、誠意を持って協議しているが、損害賠償額の決定には、もう少し時間がかかるとしている。

なお、峠牧場に対する管理監督が不十分であったとして、町経済部職員2名に対し、口頭による厳重注意処分を1月10日付けで実施した。

また、峠牧場職員の処分は、1名を3カ月間の懲戒休職処分、2名を平均賃金の10%3カ月間の減給と当期の昇給停止処分を、町と同日付けで行ったとの報告を受けている。

今後、二度とこのような事故が発生しないよう対応策と職員への指導の徹底を図って行くのでご理解願いたい。

### ～質疑の中から(要旨)～

【質】 預託牛10頭の大量死亡事故の件について行政報告がないが、報告に値しないとの判断からか。

【答】 しかるべき時期に報告すべきだったと反省している。今回、資料という形で報告しているのでご理解願いたい。

【質】 平成15年の大雪でも5頭のへい死事故があったはず、その後、管理体制のマニュアルは作成しなかったのか。今後どう対処するのか。

【答】 これまでは経験に頼っていた部分があったので、基本的なことはマニュアル化していく必要がある。公社職員とは二度と起きないよう改善策を話している。

【質】 パルプの交換のほか牧場施設改善の状況は。

【答】 パルプはゲージ付きの固定式に交換済み。ふん尿流出防止の応急措置として土のう積みやため池を設置した。今後はL型ブロックでパドックを全部閉鎖するなど直営で整備する。

【質】 公社職員の処分内容は3カ月にわたっている。町長、助役の処分を2カ月とした理由は。

【答】 今年度中に決着したい思いから2カ月の減給とした。

【質】 退職金に影響がないようにとの疑念もあるが。

【答】 責任の取り方は、その都度、過去の事例や他町村の事例を勘案し、決して甘くすることのないよう、自らの裁量で判断するものである。今回は2カ月が妥当と判断した。

【質】 損害賠償協議に時間を要している原因は何か。

【答】 早期に対応すべきことは重々承知している。損保会社、弁護士の精査に時間を要しており、高額な賠償内容に対するきちんとした理由付け、妥当性を町民にも示さなければならない。決して請求内容を否定している訳ではない。

【質】 損害賠償額の決定とあわせ減給処分を提案するのが適当ではないか。なぜ処分を先にするのか。

【答】 同時提案が筋であるが、賠償額決定が遅れている中、請求額の6200万円が上限であるとの考えから、時機を失することなく責任の所在を明らかにしたいということである。職員は1月に処分を終え、最高責任者がいつまでも先延ばしとはならない。賠償額の決定時期も明確ではない。

【質】 事故が起きればその穴埋めは町民の税金で賄うという流れにある。事後処理の一環として、累積赤字を有する牧場の本格的な経営再建策が示されなければ町民の不信感はぬぐえないのではないか。

【答】 これまでは公社を主体とした経営改善を目指してきたが、現状では組織的な部分、施設面を含めて、全く白紙の状態から検討していかなければならないと考えている。

【質】 損害賠償額の決定時期の見直しは。

【答】 交渉ごとであり、現状では明確に答えられない。

## 19年度酪農畜産政策に関する意見書(前文、略)

1日蒙EPA交渉に当たっては、牛肉・乳製品など重要農畜産物の関税撤廃の例外扱いの確保を絶対条件とし、交渉中断を含めた毅然たる姿勢で責任ある対応を行うこと。

2 WTO農業交渉に当たっては、十分な数の重要品目の確保、上限関税の導入阻止、特別セーフガードの堅持等、適切な国境措置を確保すること。

3 国が掲げる酪農・畜産の自給率向上等の目標達成に向け、総合的な酪農・畜産政策の推進と、それに伴う十分な予算を確保すること。

また、施策の推進に当たっては、地方公共団体の主体的な取り組みを支援する仕組みとすること。

4 酪農の担い手が、将来にわたって経営と所得の安定が確保できるよう、国際規律にも対応した直接支払政策による「経営所得安定対策」を早急に確立すること。

あわせて、必要な財源の確保を図ること。

5 加工原料乳生産者補給金単価は、現行ルールを基本として適切に決定すること。

また、加工原料乳限度数量は、需給動向に即して適切に決定すること。

6 国産牛乳・乳製品の需要(消費)拡大等に向けた支援対策の予算確保を図ること。

7 穀物の需給動向や価格高騰などを踏まえた配合飼料等生産資材価格の引き下げ等のコスト低減対策や、国産自給飼料の増産対策を強化すること。

8 酪農ヘルパー事業やコントラクターなどの経営サポート組織、哺乳ロボット等の新システム導入など飼養管理の労働軽減と高度化等に対する支援対策を拡充すること。

9 担い手農家が経営革新を図る場合に対応した、家畜ふん尿及び洗浄排水等の処理施設の拡充及び高度化・新設に対する支援措置を講ずること。

また、堆肥舎等整備に対する税制特例措置を継続するとともに、「既存の堆肥盤に新たに屋根をつけたもの」を特例措置の対象とすること。

10 肉用牛肥育経営安定事業及び地域肉豚生産安定基金造成事業の継続、地域肉用牛振興対策事業や養豚振興事業などの充実を図ること。

11 海外悪性家畜伝染病など、家畜防疫対策を強化すること。

12 国内でのBSE感染経路・感染源の徹底究明と再発防止策の徹底を図ること。

また、BSE発生農家の経営再建のための措置や、と畜場でのBSE全頭検査にかかる支援対策を継続すること。

13 牛肉及びその全ての加工品の販売、外食、中食において、原産国、原料・原産地表示の義務化を行うこと。

また、米国産牛肉の輸入検査を引き続き強化すること。

14 トレーサビリティの適正な運用など食の安全・安心対策を推進すること。

意見書を提出しました

意見書を提出しました